

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

保健婦助産婦看護婦法の題名を「保健師助産師看護師法」に改めること。

(保健婦助産婦看護婦法題名関係)

第二 資格に関する改正

一 保健婦及び保健士

保健婦の定義について女子に限定していることを改め、保健士に係る規定を削り、及び保健婦と保健士をあわせて「保健師」とすることとし、これにより、この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいうものとする。

(保健婦助産婦看護婦法第二条及び第五十九条の二関係)

二 助産婦

助産婦について女子に限定していることを改め、及び「助産婦」を「助産師」とすることとし、これにより、この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若

しくは新生児の保健指導を行うことを業とする者をいうものとする。

(保健婦助産婦看護婦法第三条関係)

三 看護婦及び看護師

看護婦の定義について女子に限定していることを改め、看護師に係る規定を削り、及び看護婦と看護師をあわせて「看護師」とすることとし、これにより、この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいうものとする。

(保健婦助産婦看護婦法第五条並びに第六十条第一項及び第二項関係)

四 准看護婦及び准看護師

准看護婦の定義について女子に限定していることを改め、准看護師に係る規定を削り、及び准看護婦と准看護師をあわせて「准看護師」とすることとし、これにより、この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいうものとする。

(保健婦助産婦看護婦法第六条並びに第六十条第一項及び第二項関係)

第三 保健婦助産婦看護婦法の規定中の用語等の改正

- 1 「保健婦」、「助産婦」、「看護婦」及び「准看護婦」を、それぞれ「保健師」、「助産師」、「看護師」及び「准看護師」に改めること。
- 2 「保健婦」、「助産婦」、「看護婦」又は「准看護婦」を含む用語（例 保健婦国家試験、助産婦籍、看護婦免許証、准看護婦試験委員等）について、それぞれ「保健師」、「助産師」、「看護師」又は「准看護師」を含む用語に改めること。
- 3 その他所要の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う経過措置

保健婦若しくは保健士、助産婦、看護婦若しくは看護士又は准看護婦若しくは准看護士に係る免許、

籍、受験資格その他の事項について、所要の経過措置を定めること。

(附則第二条から第八条まで及び第四十一条から第四十三条まで関係)

三 助産師の業務に係る環境の整備の促進

政府は、助産師の業務が適正かつ円滑に行われるよう、助産師に関する必要な情報が適切に提供されるときも、助産又は保健指導を受ける者の立場に立った役務の提供が行われるために必要な環境の整備の促進に努めるものとする。

(附則第九条関係)

四 関係法令の一部改正等

医療法、看護婦等の人材確保の促進に関する法律、死産の届出に関する規程その他の関係法令につき、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改め、及び第三と同様の用語の改正を行うとともに、これに伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第十条から第四十三条まで関係)